

様式集 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
1	1頁 第1 2	使用ソフトは、 <u>Microsoft Word、Excel又はPowerPoint、JWCAD</u> を使用すること。やむを得ずJWCAD以外を使用する場合は、dxf 変換を行うこと。	使用ソフトは、 <u>Microsoft Word又はExcel、JWCAD</u> を使用すること。やむを得ずJWCAD以外を使用する場合は、dxf 変換を行うこと。
2	様式8	<u>削除</u>	参加資格確認書（工事監理企業） <u>実績を記載する表</u>
3	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」（案）	<u>※参加表明書及び参加資格申請書等の受付時に、「特定建設工事共同企業体協定書（案）」として押印せずに提出することも可とする。その場合、事業提案書の提出時に押印の上、「特定建設工事共同企業体協定書」を提出すること。</u>	無記
4	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」（案）	<u>※参加表明書及び参加資格申請書等の受付時に、「特定建設工事共同企業体協定書（案）」として押印せずに提出することも可とする。その場合、事業提案書の提出時に押印の上、「特定建設工事共同企業体協定書」を提出すること。</u>	無記
5	様式13 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書	<u>※この「特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書」は、仮工事請負契約（設計・施工一括）の締結前に提出すること。</u>	無記
6	2頁 第2 1	<u>※図面集の提出は、A3判で出力し、A4判折りにすること。なお、縮尺等は「第3 提案に係る記載内容等」のとおりとする。</u>	無記
7	6頁 第3	<u>削除</u>	<u>・計画図はA2サイズでの作成を原則とする。</u>
8	6頁 第3	<u>・配置図の縮尺は1/1000程度、その他の縮尺は1/200～1/300程度とする。なお、これらの縮尺で不都合が生じる場合には、提出時のA3判で読み取りが可能となる任意の縮尺を設定することも認める。</u>	無記
9	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」（案） 第1条	三浦市発注に係る三浦市市民交流拠点整備事業のうち公共施設整備（ <u>これに附帯する事業</u> 、当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「 <u>本業務</u> 」という。）の請負	三浦市発注に係る三浦市市民交流拠点整備事業のうち公共施設整備（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「 <u>本事業</u> 」という。）の請負
10	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」（案） 第1条	<u>削除</u>	<u>二 前号に附帯する事業</u>
11	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」（案） 第4条	<u>本業務</u> の請負契約の履行後●ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。	<u>本事業</u> の請負契約の履行後●ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

様式集 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
12	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第4条	2 <b>本業務</b> を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、 <b>本業務</b> に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。	2 <b>本事業</b> を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、 <b>本事業</b> に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。
13	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第7条	当企業体の代表者は、 <b>本業務</b> の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。	当企業体の代表者は、 <b>本事業</b> の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。
14	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第8条	ただし、当該 <b>本業務</b> について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。	ただし、当該 <b>本事業</b> について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。
15	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第9条	当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに <b>本業務の遂行</b> の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、 <b>本業務</b> の完成に当たるものとする。	当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに <b>工事の施工</b> の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、 <b>本事業</b> の完成に当たるものとする。
16	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第10条	各構成員は、 <b>本業務</b> の請負契約の履行及び下請契約その他の <b>本業務</b> の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。	各構成員は、 <b>本事業</b> の請負契約の履行及び下請契約その他の <b>本事業</b> の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
17	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第12条	当企業体は、 <b>本業務完成</b> の都度当該 <b>業務</b> について決算するものとする。	当企業体は、 <b>工事竣工</b> の都度当該 <b>工事</b> について決算するものとする。
18	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第16条	( <b>業務</b> 途中における構成員の脱退に関する措置)	( <b>工事</b> 途中における構成員の脱退に関する措置)
19	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第16条	構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が <b>本業務</b> を完成する日までは脱退することができない。	構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が <b>本事業</b> を完成する日までは脱退することができない。
20	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第16条	2 構成員のうち <b>業務</b> 途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して <b>本業務</b> を完成する。	2 構成員のうち <b>工事</b> 途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して <b>本事業</b> を完成する。
21	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第16条の2	当企業体は、構成員のうちいずれかが、 <b>業務</b> 途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。	当企業体は、構成員のうちいずれかが、 <b>工事</b> 途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

様式集 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
22	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第17条	( <u>業務</u> 途中における構成員の破産又は解散に対する処置)	( <u>工事</u> 途中における構成員の破産又は解散に対する処置)
23	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第17条	構成員のうちいずれかが <u>業務</u> 途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。	構成員のうちいずれかが <u>工事</u> 途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。
24	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第18条	(解散後の <u>契約不適合責任</u> )	(解散後の <u>かし担保責任</u> )
25	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」 (案) 第18条	当企業体が解散した後においても、当該 <u>業務</u> について <u>契約の内容に適合しないもの</u> があったときは、各構成員は共同 <u>連帯</u> してその責に任ずるものとする。	当企業体が解散した後においても、当該 <u>工事</u> につき <u>かし</u> があったときは、各構成員は共同してその責に任ずるものとする。
26	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第1条	三浦市発注に係る三浦市市民交流拠点整備事業のうち公共施設整備 ( <u>これに附帯する事業</u> 、当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「 <u>本業務</u> 」という。)の請負	三浦市発注に係る三浦市市民交流拠点整備事業のうち公共施設整備 (当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「 <u>本事業</u> 」という。)の請負
27	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第1条	<u>削除</u>	<u>二 前号に附帯する事業</u>
28	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第4条	<u>本業務</u> の請負契約の履行後●ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。	<u>本事業</u> の請負契約の履行後●ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。
29	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第4条	2 <u>本業務</u> を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、 <u>本業務</u> に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。	2 <u>本事業</u> を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、 <u>当該本事業</u> に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。
30	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第7条	当企業体の代表者は、 <u>本業務</u> の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。	当企業体の代表者は、 <u>本事業</u> の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。
31	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第8条	(分担 <u>業務額</u> )	(分担 <u>工事額</u> )

様式集 公表後修正箇所

No.	該当事所	新	旧
32	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第8条	各構成員の <b>本業務</b> の分担は、次のとおりとする。ただし、分担 <b>業務</b> の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。 <u>尚、記載の金額には、いずれも消費税分及び地方消費税分を含む。</u>	各構成員の <b>本事業</b> の分担は、次のとおりとする。ただし、分担 <b>工事</b> の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。
33	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第8条	2 前項に規定する分担 <b>業務</b> の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。	2 前項に規定する分担 <b>工事</b> の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。
34	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第9条	当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、 <b>本業務</b> の完成に当るものとする。	当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、 <b>本事業</b> の完成に当るものとする。
35	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第10条	各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担 <b>業務</b> の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。	各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担 <b>工事</b> の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。
36	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第12条	構成員はその分担 <b>業務</b> の遂行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。	構成員はその分担 <b>工事</b> の <b>施工</b> のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。
37	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第13条	本 <b>業務</b> 遂行中発生した共通の経費等については、分担 <b>業務</b> 額の割合により <b>運営委員会</b> において、各構成員の分担額を決定するものとする。	本 <b>工事</b> 施工中発生した共通の経費等については、分担 <b>工事</b> 額の割合により <b>毎月1回運営委員会</b> において、各構成員の分担額を決定するものとする。
38	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第14条	構成員がその分担 <b>業務</b> に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。	構成員がその分担 <b>工事</b> に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
39	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第14条	3 前二項に規定する責任について協議が <b>整わない</b> ときは、運営委員会の決定に従うものとする。	3 前二項に規定する責任について協議が <b>ととのわない</b> ときは、運営委員会の決定に従うものとする。
40	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第16条	( <b>業務</b> 途中における構成員の脱退)	( <b>工事</b> 途中における構成員の脱退)
41	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第16条	構成員は、当企業体が <b>本業務</b> を完成する日までは脱退することができない。	構成員は、当企業体が <b>本事業</b> を完成する日までは脱退することができない。
42	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第17条	( <b>業務</b> 途中における構成員の破産又は解散に対する処置)	( <b>工事</b> 途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

様式集 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
43	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第17条	構成員のうちいずれかが <u>業務</u> 途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担 <u>業務</u> を完成するものとする。	構成員のうちいずれかが <u>工事</u> 途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担 <u>工事</u> を完成するものとする。
44	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第18条	(解散後の <u>契約不適合責任</u> )	(解散後の <u>かし担保責任</u> )
45	様式13 特定建設工事共同企業体協定書「乙型」 (案) 第18条	当企業体が解散した後においても、当該 <u>業務</u> について <u>契約の内容に適合しないもの</u> があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。	当企業体が解散した後においても、当該 <u>工事</u> につき <u>かし</u> があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。
46	特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書	本 <u>業務</u>	本 <u>事業</u>
47	特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書	<u>業務額</u>	<u>工事額</u>
48	様式23-2 三浦市市民交流拠点整備事業費概要書	<u>削除</u>	<u>②土地の賃借料</u> <u>消費税及び地方消費税 記入欄</u> <u>合計 記入欄</u>